

議員派遣結果報告書

1	名 称	新議員・新任議会事務局長・職員研修会
2	場 所	三朝町 溪泉閣
3	期 間	令和4年5月23日(月)
4	内容・成果	<p>研修テーマ：「会議の諸原則と議会運営の基礎知識」</p> <p>主 催 者：鳥取県町村議会議長会</p> <p>講 師：鳥取県町村議会議長会 参事 谷口 玲子氏</p> <p>出 席 者：6町の議員25名、議会事務局職員10名</p> <p>「議員必携」を参照しながら研修</p> <p>1. 議会と組織</p> <p>① 議会の議決権（地方自治法第96条） 住民の体表として町村政の方向を決定する権限 議会が議決しなければならない事項が定められている。</p> <p>② 議員の権限と義務</p> <p>③ 議員平等の原則</p> <p>2. 議会の会議</p> <p>① 全員協議会の役割（地方自治法第100条⑫） 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場</p> <p>3. 会議の諸原則と議会運営</p> <p>① 議事公開の原則（地方自治法第115条①） 議会の会議は原則公開</p> <p>② 定足数の原則（地方自治法第113条）</p> <p>③ 発言自由の原則</p> <p>④ 議案の提出</p> <p>⑤ 議案の修正</p> <p>⑥ 提出者からの議案の撤回（町村議会会議規則第20条） 撤回した議案は最初から提出されなかったと同様の効果を生ずる</p> <p>⑦ 1議事1議題の原則</p> <p>⑧ 1事不審議の原則（町村議会会議規則第15条） 同一会期中に一度議決された事件については、再び審</p>

議をしない。

⑨ 質疑（町村議会会議規則第 54 条③）

質問ではない。質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。・・・討論の場で意見を述べる。

⑩ 討論とは質疑終了後から表決までの間に行う。

賛成か反対かの自己の意見を表明する。

態度の決まっていないうを自己の意見に同調させようと努めることに意義がある。

⑪ 動議

⑫ 表決における原則

可とする方を諮る原則（町村議会会議規則第 81 条①）

反対者の起立を求めた場合に少数の結果が出たとき、原案は可決されたと宣言することには問題がある。

着席者がすべて原案に賛成とは限らない、決めかねている人もいる。

⑬ 表決の方法には簡易表決、起立・投票による表決

白票の取り扱いは「否」とみなす。

（議長より白票は否とみなす注意喚起がある）

⑭ 質問とは当該団体の一般事務について、事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、報告や説明を求め、または疑問を質すること。

⑮ 公聴会・参考人制度（地方自治法第 115 条）

⑯ 議長及び議員の除斥（地方自治法第 117 条）

⑰ 規律と懲罰

懲罰の動議は文章をもって議長に提出。

動議は懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。（3 日ルール）

⑱ 会期不継続の原則（地方自治法第 119 条）

4. 条例案審議、予算審議、決算審査の着眼点

5. 議会と長の関係

①再議（地方自治法第 176 条）

②不信任議決と解散（地方自治法第 178 条）

③専決処分

議員になり 7 か月経ちましたが、新型コロナウイルス感染の影響で研修の機会も少なく期待をして受講しました。

今回の研修で、議会に関する基礎的な知識を学びました。「議員必携」の活用も再確認できました。

それぞれの議会運営があり、テーマに沿った講師を招き研修されている議会もあると聞きました。

		今後、「地方自治法」や「標準町村議会会議規則」等を確認しながら、北栄町議会が充実するように、議員活動に生かしていきたいと思います。
--	--	---

提出期限 令和4年5月31日(火)まで